参考(改正後の通知全文) 社援第1005005号 日本 第1005005号 日本 第1005001号 日本 第0215001号 日本 第0215001号 日本 第0215001号 日本 第0721号 日本 第23年7月改 61日 日本 第23年7月改 721号 日本 第23年7月 721号 日本 第23年7日 721号 日本 72

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

老朽民間社会福祉施設の整備について

社会福祉法人が設置する社会福祉施設の老朽化に伴う改築整備(以下「老朽民間社会福祉施設整備」という。)については、昭和38年度から年次計画によりその整備の促進を図っているところであるが、現在もなお、老朽の程度の著しい民間社会福祉施設が相当数残されていることに鑑み、引き続きその整備の促進を図っていくこととしており、この補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」(以下、「交付要綱」という。)により行うこととされているが、その取扱いに当たっては交付要綱によるほか、次によることとし、平成18年4月1日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成3年11月25日社施発第117号「老朽民間社会福祉施設の整備について」は廃止する。

1 老朽民間社会福祉施設整備の趣旨

老朽民間社会福祉施設整備は、老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難いものについて、入所者の安全性を確保する必要があることから、これを促進するため、国庫補助に当たって優先的に採択する。また、社会福祉法人がこの整備に係る費用を独立行政法人福祉医療機構から借入れた場合、この借入金については利子を徴しないこととする。

2 老朽民間社会福祉施設整備の対象施設

この整備の対象となるのは、社会福祉法人が設置する(1)に定める施設であって、(2)に定める期間内に整備するもの。

(1) 対象となる社会福祉施設等

(対象施設)

- ア 児童福祉法に規定する障害児入所施設(同法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設及び同法同条第2号に規定する医療型障害児入所施設)
- イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設
- ウ 生活保護法に規定する救護施設、更生施設又は宿所提供施設

(2) 適用期間

平成28年度から平成32年度(5年計画)

3 対象事業

この整備の対象となる事業は、次の通りである。

(1) 木造による施設の場合

別紙1に掲げる算定方法によって得た数(以下「老朽度数」という。)が当該各施設の居室について、別表の右欄に掲げる基準定員を満たす居室とするための施設の改築整備事業(1施設で2以上の建物(棟)がある場合には、個々の建物(棟)を単位としてその一部の改築を含む。以下同じ。)にあっては、5,500点以下をそれ以外にあっては4,500点以下のものを施設の改築整備事業とする。

(2) ブロック造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、トラスが鉄製のものについては30年、その他のものについては、25年を経過したもの、又は、別紙2に定めるところにより算定して得た現存率が70%以下のものとする。

(3) 鉄筋コンクリート造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、50年を経過したもの、又は、別紙2に定めるところにより算定して得た現存率が70%以下のものとする。

4 国庫補助基準

(1) 本体工事費

平成平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知の 別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。) の別表1-1又は別表1-2に定めるところによるものとする。

ただし、当該施設の用に供することのできる部分であって、3による対象事業とならない部分については、原則としてこれを控除する等の調整を行う。

(2) その他の工事費

交付要綱の別表1-1又は別表1-2に定めるところによるものとする。

ただし(1)のただし書きの規定により調整が行われる場合は、その他の工事費についてもこれに見合う調整を行うことがある。

なお、この対象とならない工事費等について一般整備の改築対象として認める場合 もあるので別途協議すること。

5 独立行政法人福祉医療機構

老朽民間社会福祉施設整備に要する資金の法人自己負担額の全部又は一部については、 独立行政法人福祉医療機構において同機構の定める貸付基準に基づき融資する。

6 その他の取扱い

- (1) 改築後転用を予定している施設又は利用率の低い施設については対象としないものであること。
- (2)対象とする施設は、社会福祉法人の設置に係るものであって、施設の経営実績、将 来性及び当該法人の財源措置等が確実なものであること。

別表

施	設 種 別		基	:	準	定			員			
<u>/</u> 他	砇	但	<i>[</i> 51]	定	員	基	準	定	員	0)	内	容
児童福祉法			入所施設	(乳幼	人以下 児のみの 人以下) 一	児童福 施設の 基準(第16号	人員 平成	、設	備及	び運	営に	関する
障害者の日 常生活と生 総合する 援すま律	所	野祉サー ・ ・ 支援施	ビス事業設	4)	人以下	障合指員成号障合指及月害的定、18)害的定び29	支害備.9 の支害営援福及2 日援者に	す社び29 常す支関るサ運日 生る援す	たり営厚 活た施る	のご関労 びの等準法にす働 社法の	律事る省 会律人平に業基令 生に員成	基づく人平 第171 活基、 活基、 で が は が は が は が は が は が り に が り に が り に が り に が り に り に が り に り に
生活保護法	救護施 更生施 宿所提			4.	人以下 人以下 帯以下	救護施 宿所提 る最低 令第18	供施 基準	設の	設備	及び	運営	に関す

木造施設の老朽度算定要領

木造施設の老朽度は、次の各号の定めるところにより、算定した数を連乗して得た数値とする。

- (1) 別表1の第1項から第3項までの各項の該当する欄の右端に掲げる数を合計して得た数に、根継ぎした柱が半数以上あるときは、0.8を半数未満あ るときは、0.9を、根継ぎした柱がないときは1を乗じ、これに50を加算して得た数
- (2) 別表2の第1項から第7項までの各項の該当する欄の右端に掲げる数を合計して得た数
- (3) 別表3の第1項から第3項までの各項の該当する欄の記号の組合わせにより別表4から得た係数

別表1 (構造耐力)

1 基	碰	布コンクリート造	15	布石積造、布レンガ造	10	虚石造、虚レンガ造、 虚コンクリート造	5	堀立柱木杭基礎	0
2 ±	: 台	15.2cm角以上	15	12.1cm角以上 15.2cm角未満	10	12.1cm角未満	5	土台なし	0
3	二階以上の階を有する 場合の一階の柱	15.2cm 又は13.6cm 角以上 角以上2本	20	13.6cm 又は12.1cm 角以上 角以上 2本	15	12.1cm角以上	10	12.1cm角未満	
柱	平家の場合の柱	13.6cm 又は12.1cm 角以上 角以上2本	20	12.1cm 又は10.6cm 角以上 2本	10	10.6cm角以上	10	10.6cm角未満	

別表2 (保存度)

	(床行及)								
1	経 過 年 数	5 年 未 満	5	5年以上18年未満	3	18年以上30年未満	2	3 0 年 以 上	0
2	基礎の不同沈下	ない	6	ほとんどない	4	か な り あ る (見てわかる程度)	1	ひどい	0
3	外壁の土台の腐朽度	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0
4	外壁の柱の老朽度	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0
5	梁 の 老 朽 度	ほとんど腐っていない	5	少し腐っている	3	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0
6	柱の傾 梁 行 付 (はりゆき) 科度 桁 行 イ (けたゆき)	→	20	1 cm以上 2 cm未満 →	15 15	→	10	3 cm以上 → ←	0
7	模架材 の傾斜 度 桁 行 エ (けたゆき)	↑ ↑ 1 cm未満	15 15	↓ ↓ ↓ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑	10	→ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑	5	→ ↑ 3 cm以上	0

別表3(外力条件)

1 海岸からの距離	a 海岸から8Kmをこえる	b 海岸から4Kmをこえる8Km以内	c 海岸から4Km以内
2 最深積雪量	a 20cm未満	b 20cm以上1m未満	c 1m以上
3 地盤	a 普 通	b やや軟弱	c 軟 弱

別表4

係	数	1.00	0. 98	0.96	0. 94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80
		a a a	baa	a a b	bab	аас	bac	авс	b b c	асс	bсс	ссс
				a b a	b b a	a b b	b b b	a c b	b c b	сьс		
外 力 条	件 記 号			саа		аса	bса	сас		ссь		
						c a b		сьь				
						c b a		сса				

- (注) 記号 (a、b、c) の順序は、別表3の項の順序とする。 (注) 1 調査に当たっては、一級建築士もしくは、これと同等の資格を有する者がこれに当たること。
 - 2 調査に当たっては、調査対象施設を実地に調査し、これに当たること。 また、調査対象施設の構造計算書等の資料を十分に参考とすること。

現存率 ①×	100	%									-
区分	構	成 P	種類	N	各 部 内	現	存 率 容	K 率	再建設指数調整値 R=P×N/0.4	現 存 指 数 K × R	現 存 率 Σ (K×R) /Σ (R)
構造		140	鉄骨・鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート ブロック造 鉄骨造 れんが造、石造	1. 5 1. 0 0. 7 0. 9 1. 2							
主要部の 仕 上	屋根	10	・アスファルト防水、コンクリート押えモルタル塗 ・アスファルト露出防水 ・モルタル防水 ・石綿スレート、かわら、銅板	1. 7 1. 0 0. 5 0. 4							
	外 壁	25	・タイル(小口) ・モザイクタイル ・コンクリート打放し ・モルタル、リシン吹付	1. 4 1. 0 1. 0 0. 6							
	内 壁	20	・モルタル ・ブラスター ・木製	1. 0 0. 8 0. 7							
	天 井	20	・吸音テックス・ボード・ブラスター・木製	1. 1 1. 0 0. 8 0. 7							
	床	20	・リノリウム ・プラスチックタイル ・アスファルトタイル (暗) ・モルタル ・木製	1. 3 1. 1 1. 0 0. 8 0. 7							
	外部建具	35	・アルミサッシ (オーダー) ・アルミサッシ (既成) ・スチールサッシ ・木製	1. 2 1. 0 0. 9 0. 7							
	内部建具	10	・木製	1.0							
		小	計								
設備	電灯設備等	20	・螢光灯 (300LX程度以上) ・螢光灯 (300LX程度以下) ・白熱灯	1. 0 0. 8 0. 4							
	電線類その他	15	・ビニール被覆線 ・ゴム被覆線	1. 0 0. 9							
	給排水その他	20	・水洗便所 ・くみ取便所	1. 0 0. 4							
	暖房	40	・空気調和・温風(ボイラー方式)・温風(熱風炉式)・その他	1. 9 1. 3 1. 0 1. 0							
		小	計								
外力	条件	25	別表による係数								
	合		計								1

	(構造)内容			
	1 損耗なし、又は、損耗の程度僅小 2 中小亀裂、鋼材発錆(鉄骨造)、外力による小変形がみられるが耐力上影響が殆んどないもの 3 損耗が進み、部分的補修、補強又は取替えを必要とするもの 4 不同枕下による大亀裂、建物の傾斜、鉄筋被覆材の広範囲の脱落、発錆による主鋼材の断面欠損、その他により構造上大補強を必要とするもの 5 構造上損耗著しく建替えを必要とするもの	1. 0, 0. 9, 0. 7, 0. 5, 0. 3,	0. 8, 0. 6, 0. 4,	0. 5 0. 3
各部現存率Kの値	(仕上、設備)内容	•		
	1 損耗なし、又は損耗の程度僅小 2 汚染及び損耗はある程度みられるが、機能上問題のないもの、又は極く小規模の補修を必要とするもの 3 損耗が進み、部分的補修を必要とするもの 4 相当部分で損耗が進み、機能低下が顕著であるが、部分補修が可能なもの 5 損耗の程度著しく全面建替えを要するもの	1. 0, 0. 9, 0. 7, 0. 5, 0. 3,	0. 8, 0. 6, 0. 4,	0. 5 0. 3

(注) 1 調査票記入要領

- ア 調査票の各区分ごとの種類欄(N)は、該当するか所に○印を付すこと。
- イ 各部現存率欄(K)は、下表各部現存率K値の内容のうち、該当する項目を選定し、老朽度に応じた係数を選択すること(老朽度が大きいものほど係数は小さい。)。また、老朽の具体的な状況を 記入すること。
- ウ 外力条件は、a海岸からの距離、b積雪、c地盤の各内容ごとに1つを選択し、その組み合せに応じた係数を種類欄(N)及び各部現存率欄(K)に記入すること。
- エ 各区分ごと及び合計について、再建設指数 $(P \times N)$ 、再建設指数調整値 $(R = P \times N\%/0.4)$ 及び現存指数 $(R \times K)$ を算定すること。
- オ 各区分ごとの現存指数の合計 $(\Sigma (R \times K))$ を再建設指数調整値の合計 (R) で除して現存率を算定すること。
- 2 調査に当たっては、一級建築士もしくは、これと同等の資格を有する者がこれに当たること。
- 3 調査に当たっては、調査対象施設を実地に調査し、これに当たること。